

夏休みは自主研修で力を蓄えよう

教育公務員特例法の22条2項は、「教員は、授業に支障がない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と定めています。（※ここでの「教員」の定義は、教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭・栄養教諭・講師等とされています）授業がなくなる長期休業中（最近では長期休業中の授業日が増えていますが…）は、普段はできない研修を自主的に計画して実施するチャンスです。

制度的には「承認研修願」を提出して、校長の承認を得ることになります。研修の内容は幅広く考えてかまいません。「承認研修」制度が始まったときの教育長は、高教組との交渉の中で、「国語の先生が理科の研究をしてもよい。授業をふくらすという意味で、いろんな体験も必要だと思うし、いろんな自己啓発も必要だと思う」と答えています。

○承認研修の具体例

昨年、県内の各学校で承認された研修の例としては次のようなものがあります。

- ・長崎心理療育キャンプへの参加
- ・重症心身障害者交流キャンプへの参加
- ・国立科学博物館「黄金のシカン展」見学
- ・東京都美術館「トリノ・エジプト展」見学
- ・藤沢周平文学の舞台を歩く
- ・長崎街道(諫早～大村)を歩く
- ・ペシャワール会中村哲医師の講演会への参加

○民間教育研究団体の研究集会

様々な民間教育研究団体の研究集会に参加するのも良いでしょう。たとえば、県内にも各地に会員がいる「全国高校生活指導研究協議会(高生研)」は、「授業を生徒指導から問い返す」というテーマで、8月6～8日に札幌で研究集会を開きます。長崎では、「音楽教育の会」が7月31日～8月2日に県立体育館で研究集会を開きます。他の教科や分野でも様々な研究集会が予定されていますので、興味のある方は、職場の分会長にお尋ねください。

夏休みは、日常の仕事から離れて、じっくりと研修し、力とエネルギーを蓄えましょう。

長期の研修には長期外国語研修や自己啓発休業もあります

教育公務員特例法の22条3項は、「教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる」と定めています。具体的な制度としては、長期外国語研修制度や(休業という扱いですが)自己啓発等休業制度があります。

○長期外国語研修制度の概要

内容：外国語(英語・中国語・韓国語)の語学力向上のために、長期(原則として1年以内)の研修をすることができる。
※研修先としては国外の教育機関、研究所その他これらに準ずる公共施設から、自主的に選ぶこととなります。

対象：在職期間3年以上の教諭・助教諭等(臨時的任用の人を除く)

※教科の限定はありません。

期間：原則1年以内。ただし、やむなく延長する場合は、3年以内で更新可能

給与：研修中は無給。復職時の給与月額は規則に基づいて調整する(研修に入る前の号給ではなく昇給する)。

(注)この制度は、在職のまま長期の語学留学ができるようにしてほしいという英語の先生方の声を受けて高教組が長年要求した結果、2004年度から実現したものです。

○自己啓発等休業制度の概要

内容：大学等(国外を含む)の課程の履修や国際貢献活動(青年海外協力隊等)のために、長期間(2～3年)休職できる。

対象：在職期間等の条件はなし。

給与：休職中は無給。復職時の給与月額は調整される場合がある。

知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。